

火気・スモークマシン等の使用許可申請について

公演の演出上、火気(裸火、火薬類、煙類)・危険物品(スモークマシン等)の持込・使用をされる場合、当施設防火管理者の承諾後、所轄消防署の許可が必要です。使用日の7日前までに早良消防署へ申請書類を提出してください。

非危険物のスモークマシン・水性煙を発するものを使用する場合でも、館内の煙感知器と干渉する恐れがあるため、当施設所定の使用届出書の提出が必要です。

下記の手順にて申請手続きをお願いします。

	A. 消防署の許可が必要なものを使用する場合		B. 消防署の許可が要らない非危険物のスモークマシン・水性煙を発するものを使用する場合
使用品	危険物(スモークマシン等) 火気(裸火、火薬類、煙類) 喫煙	使用品	スモークマシン その他水性煙を発するもの
申請書	①喫煙等許可申請書	申請書	①スモークマシン及び水性煙を発するもの 使用届出書 ※非危険物扱い機種
特記事項	排煙時間の確保のため、スモークマシンの使用は原則、退館時間の30分前までとします。 例)利用時間22時までの場合、21時30分まで使用可能 排煙ができない場合は、大ホール利用時間の延長(追加料金発生)となる場合があります。		
添付書類	②大ホール舞台平面図 ●使用する機器等の設置場所及び火災予防上講じた措置が記入された舞台平面図 ③避難誘導と警防体制組織表 ④タイムスケジュール ●使用時間が分かるもの ⑤機器等の形状・仕様及び危険物の種類・重量等が分かる説明書類 ●機器の取扱説明書、オイルの成分表がわかる資料 ●喫煙や裸火等を使用する場合は、持込品の説明書 ●水性煙を発するものは、写真及び説明書 ⑥催し物のチラシ ●公演内容が分かるもの		
手順	※ 当施設の承諾後、所轄消防署の許可が必要です。 使用日の7日前までに早良消防署へ書類を提出してください。		※ 消防署への届出は不要ですが、当施設に使用届出書を提出してください。
	1) 必要書類(①～⑥)を2セット用意してください。 2) 書類を当施設2階事務室へ提出してください。 内容確認後、防火管理者の承認を経て、書類をお返します。 3) 返却後、書類を早良消防署予防課に提出してください。 4) 消防署から許可の連絡がありましたら、書類を受け取りに行ってください。 ※ 消防署の許可印が押された書類を利用当日またはそれ以前に当施設事務室へ提出してください。 利用当日に書類の確認ができない場合は使用することができませんのでご注意ください。		1) 必要書類(①～⑥)を1セット用意してください。 2) 利用日の3日前までに書類を当施設事務室へ提出してください。
		所轄消防署	福岡市早良消防署 予防課 住 所:福岡市早良区百道浜1-3-1 電話番号:092-821-0245 受付時間:月～金曜日(祝・休日を除く) 8時45分～17時30分

避難誘導と警防体制組織表

催し物名			
主催者名			
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
会 場	SAWARAPIA 福岡県立ももち文化センター 大ホール		
主催責任者 () 舞台責任者 () 連絡通報班 班長 () 避難誘導班 班長 () 初期消火班 班長 () 場内警備班 班長 () 救護班 班長 ()			